

「ねんきん特別便」の様式(案)

平成 19 年 11 月 16 日

社 会 保 険 庁

「ねんきん特別便」送付の流れと確認結果の記載例について(案)

1. 「ねんきん特別便」の送付 (19年度送付分)

「ねんきん特別便」を送付して、年金加入履歴、年金加入期間等をお知らせする。その際、各寄せの結果に応じて、記録に結びつくと思われる旨の「メッセージ」を付して注意喚起を図る。

メッセージ

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※ 5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

2. 加入記録の確認

加入記録を確認していただき、「ねんきん特別便」に記載されているもの以外に年金制度に加入した期間がないか等を確認。

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ (案)

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

432109876543

社会保険庁

① 送付可能な番号
1234-567890

送付年月日 西暦17年 4月 2日

② 作成年月日 年 月 日

《あなたの加入記録》

番号	加入記録	当該期間の加入記録がもたらした記録台帳番号	総額(円)	加入期間(年)	加入期間(月)	加入日数
1	新卒 AOC製菓	昭和37.4.1	昭和46.10.1	10	114	114
2	同年 海産物会	昭和46.10.1	昭和58.10.1	12	144	144
3	同年 株式会社山崎	昭和58.10.1	昭和61.11.1	3	25	25
4	同年 株式会社山崎 (厚生年金基金加入期間)	平成11.4.1	平成13.4.1	2	24	24
5	同年 CO共同組合	平成10.4.1	平成12.8.1	2	40	40
6	同年 株式会社	平成13.8.1	平成14.4.1	1	8	8

国民年金 国民年金加入期間(年) 国民年金加入期間(月) 国民年金加入日数(日)

94 0 0 0 0 94

49 57 114 152 303

国民年金加入期間(年) 国民年金加入期間(月) 国民年金加入日数(日)

40 343

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

確認結果を記載

確認結果の回答

訂正がある場合

訂正がない場合

3. 加入記録に訂正がない場合 (被保険者・年金受給者)

確認はがきの質問の回答に、“訂正がない”を○で囲み、切り取って社会保険業務センター宛に返送。

4. 加入記録に訂正がある場合(被保険者)

年金加入記録照会票に、記載漏れ等となっている加入期間について、事業所名、加入期間、年金手帳の記号番号等を記載して、社会保険業務センター宛に返送。

5. 加入記録に訂正がある場合(年金受給者)

年金加入記録照会票に、記載漏れ等となっている加入記録について、事業所名、加入期間、年金手帳の記号番号等を記載して、社会保険事務所又は年金相談センターで記録訂正と年金の再裁定の手続きを行う。(年金証書の提出が必要)

※社会保険事務所への来訪が困難な場合には、『ねんきん特別便専用ダイヤル』で照会を受け、社会保険事務所等への郵送を案内する。

社会保険業務センター

社会保険業務センター

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

432109876543

社会保険業務センター

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

168-8505

社会保険業務センター 行

社会保険事務所
年金相談センター

社会保険事務所
年金相談センター

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

432109876543

社会保険事務所
年金相談センター

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

年金証書



国民年金加入期間が間違いである場合

記載されているもの以外に厚生年金に加入した期間がある場合

年金加入記録照会票 (記入例サンプル)

加入記録に “訂正がある” 場合

加入記録に “訂正がない” 場合

確認はがき

〒100-0001
東京都千代田区千代田
7-14-21
株式会社 様

432109876543

訂正 該当するものを○で囲んでください。

お知らせした記録について

① 訂正がない

② 訂正がある

平成 年 月 日

氏名

加入記録番号	加入記録	当該期間の加入記録がもたらした記録台帳番号	総額(円)	加入期間(年)	加入期間(月)	加入日数
1	新卒 AOC製菓	昭和37.4.1	昭和46.10.1	10	114	114
2	同年 海産物会	昭和46.10.1	昭和58.10.1	12	144	144
3	同年 株式会社山崎	昭和58.10.1	昭和61.11.1	3	25	25
4	同年 株式会社山崎 (厚生年金基金加入期間)	平成11.4.1	平成13.4.1	2	24	24
5	同年 CO共同組合	平成10.4.1	平成12.8.1	2	40	40
6	同年 株式会社	平成13.8.1	平成14.4.1	1	8	8

国民年金 国民年金加入期間(年) 国民年金加入期間(月) 国民年金加入日数(日)

94 0 0 0 0 94

49 57 114 152 303

国民年金加入期間(年) 国民年金加入期間(月) 国民年金加入日数(日)

40 343

※「国民年金加入記録照会票」に記載されない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ(案)

(宛名部分)

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分に確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※ 5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

社会保険庁

(1)基礎年金番号

・生年月日

(あなたの加入記録)

・作成年月日

年 月 日

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等						⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日		⑦加入 月数
⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例対象月	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金の加入月数の合計 →											
⑫共済組合等加入月数				⑬合計加入期間 (⑧+⑫)			注：⑪欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。				
⑭備考欄(特例扱いの期間等)											

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

年金加入記録照会票

基礎年金番号	-										生年月日	昭和・平成	年	月	日	
(フリガナ)氏名											男・女	(フリガナ)旧姓				
現住所	〒										被保険者用					
電話番号	ご自宅 ()					ご自宅以外 ()										
代理人氏名											代理人連絡先 ()					
代理人住所																

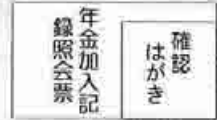
「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の③から⑥欄に記載もれの国民年金・厚生年金・船員保険の加入期間がある場合や記載されている加入記録が間違っていると思われる場合に、訂正すべき事項について記入してください。記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。（公務員共済に関しては最後に加入していた（または現在所属している）共済組合に、私学共済に関しては日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 備考 (年金手帳の記号番号)
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

(注)「年金加入記録照会票」に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

加入記録に
“訂正がある”場合

〈ハガキを切り取らない〉



加入記録に
“訂正がない”場合

〈ハガキを切り取る〉



キ リ ト リ 線

※ 加入記録に訂正がある場合、お知らせした記録の5欄に「#」が表示されている場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

・照会番号

※ 該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

- ① 訂正がない
- ② 訂正がある

平成 年 月 日提出

氏名

照会表裏面(被保険者)

ご質問・お問い合わせ

まずは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570-058-XXX

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-XXXX」にお電話ください。
※ 一般の年金相談は下記①へ、共済制度については下記②へ。

(受付時間)

平成20年1月20日まで(12/29～1/3はご利用いただけません。)

○月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分まで

ただし月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで

○第2土曜日:午前9時30分～午後4時まで

平成20年1月21日から

○月～金曜日:午前9時～午後8時まで

○土・日・祝日:午前9時～午後5時まで

※一部、オンラインが稼働しない日があります。ご照会の内容によっては、翌日以降、ご回答させていただくことがありますので、ご了承ください。

① 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

② 共済制度については下記にお問い合わせください。

・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団(電話:03-3813-5321)

・公務員共済・・・最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

※ 旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)の加入期間については、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお問い合わせください。

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

上記の照会専用電話の他、社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

郵便はがき

〇〇〇-〇〇〇〇

△△△

東京都杉並区高井戸西3-15-124

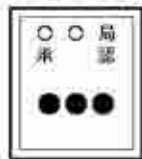
社会保険庁
社会保険業務センター

ねんきん特別便
係行

(バーコード)



料金受取人払



差出有効期間
平成21年3月
31日まで
[切手を貼る
必要はありません]

名寄せから記録の統合までの流れ（イメージ）



ご質問・お問い合わせ

まずは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570-058-XXX

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-XXXX」にお電話ください。
※ 一般の年金相談は下記①へ、共済制度については下記②へ。

（受付時間）

平成20年1月20日まで（12/29～1/3はご利用いただけません。）

- 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
ただし月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）は午後7時まで
- 第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

平成20年1月21日から

- 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
- 土・日・祝日：午前9時～午後5時まで
- ※一部、オンラインが稼働しない日があります。ご照会の内容によっては、翌日以降、ご回答させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。
 - ② 共済制度については下記にお問い合わせください。
 - ・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団（電話：03-3813-5321）
 - ・公務員共済・・・最後に加入していた（または現在所属している）共済組合
※ 旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）の加入期間については、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお問い合わせください。
- ※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

上記の照会専用電話の他、社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 あなたの加入記録をお確かめください

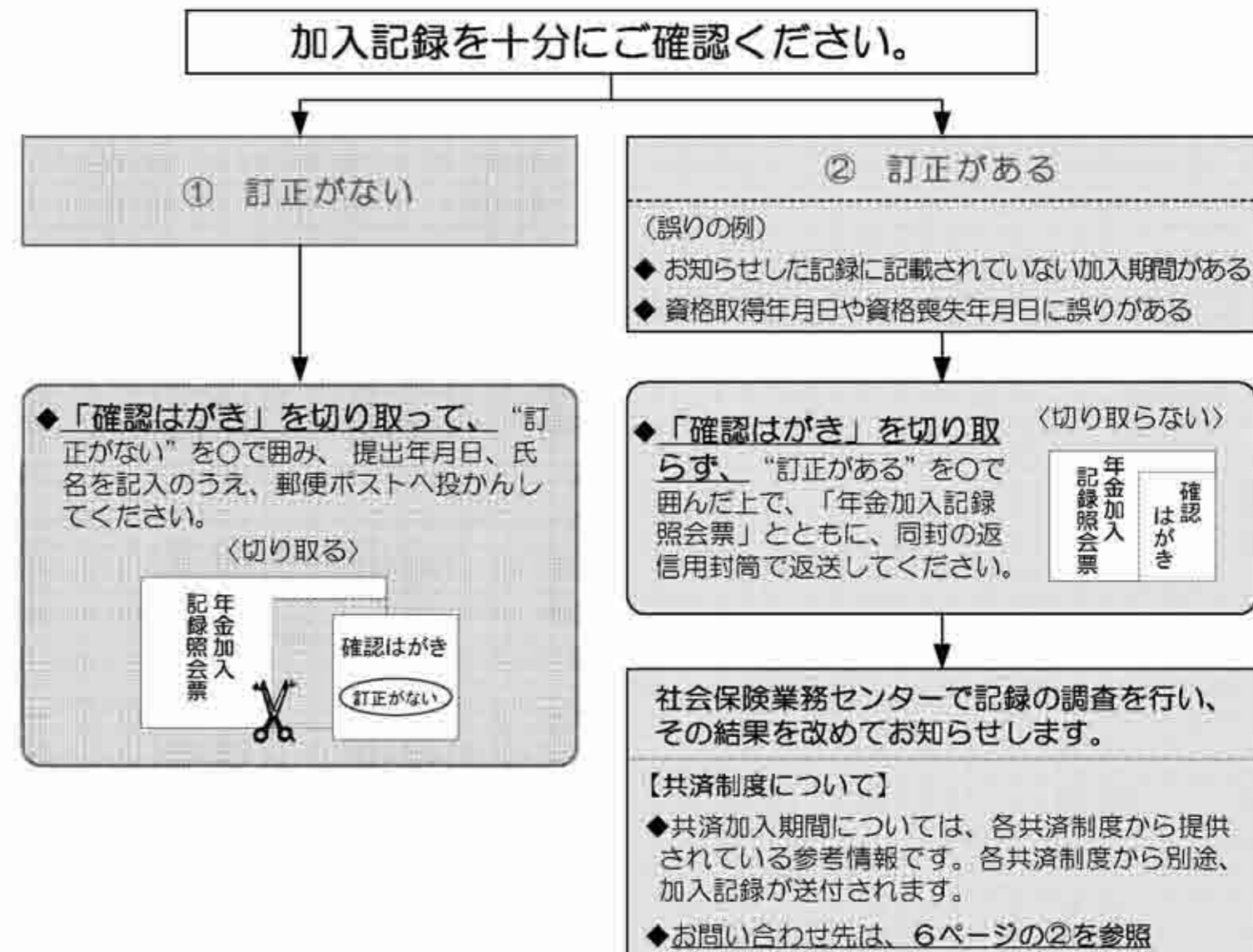
この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

このお知らせは、基礎年金番号に結びついていない5000万件の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お送りしています。

今回お送りした加入記録に記載もれや誤りがないか十分にご確認いただき、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣（大臣のサイン）

2 加入記録の確認の流れ



3 「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

平成19年4月から11月までの間に「ねんきん定期便(35歳通知・58歳通知)」を送付した方で、名寄せにより記録に結びつく可能性がある方には、改めてこのお知らせを送付しています。

★ 氏名・生年月日・住所の訂正は別途手続を!

お手数ですが、以下の手続先で手続をお願いします。

国民年金	・第1号被保険者(自営業者など)の方は、市区町村役場の国民年金担当窓口 ・第3号被保険者(サラリーマンの被扶養配偶者など)の方は、配偶者の勤務先の社会保険事務の担当者
厚生年金	・勤務先の社会保険事務の担当者
公務員共済 ・私学共済	・勤務先の共済事務の担当者

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 太郎 様
432109876543

メッセージ

社会保険庁

①基礎年金番号
1234-567890

・生年月日 昭和47年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

(あなたの加入記録)

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船保	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	国民年金	# 平成 5. 10. 1	平成 7. 5. 1	19
3	厚年	東京株式会社	## 平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
(厚生年金基金加入期間) 平成 7. 4. 1 ~ 平成 8. 4. 1					
4	共済	OO共済組合	平成 8. 10. 100	平成12. 4. 100	42
5	厚年	高井戸社会保険 株式会社	平成16. 4. 1	空欄	43

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計
納付済月数	全額納付月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	(⑧+⑨+⑩)
15	0	0	0	0	0	15	55	55	18	18	88
国民年金の加入月数の合計							19	(12)	(12)		
⑫共済組合等加入月数							⑬合計加入期間(⑪+⑫)				
42							130				
⑭備考欄(特例扱いの期間等)											

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

⑤欄(「#」加入期間の重複について)

「#」の表示が資格取得年月日の前にある場合、加入期間が重複していますので、お手数ですが、同封の「年金加入記録照会票」に訂正事項を記入し、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

【左の例の場合】
国民年金と厚生年金の記録が、平成7年4月1日から5月1日まで重複しています。

⑤欄・⑥欄(「00」の日付について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付を「00」で表示しています。

⑥欄(資格喪失年月日について)

年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日の翌日)を表示しています。
現在加入中である場合は空欄となり、⑦欄の加入期間には作成年月日の前月までの月数が表示されます。

⑧~⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。
平成21年4月からお送りする「ねんきん定期便」では、より詳しい情報をご確認いただけます。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。
ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- ・加入期間が10年以上で脱退された方
- ・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

④欄(お勤め先の名称等について)

- ◆「厚生年金保険」・「船員保険」の表示は、お勤め先が登録されていない場合です。
- ◆「任意継続」の表示は、お勤め先を退職した後に個人で保険料を納付した場合です。
- ◆共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
19カ月 - 15カ月 = 4カ月

- ※ 納付済月数には以下が含まれます。
- ・前納している月数
 - ・口座振替で、作成年月日時点で記録に収録されている月数
 - ・第3号被保険者であった月数

(坑内員・船員の加入期間の特例について)

- ・加入月数 $\times \frac{4}{3}$... 昭和61年3月まで
- ・加入月数 $\times \frac{6}{5}$... 昭和61年4月~平成3年3月まで

氏名・生年月日・住所の訂正は別途手続を！

2ページ左上の★印をお読みいただき、お手続きください。

国民年金の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「国」を○で囲んでください。

ウ欄…記入の必要はありません。

エ欄…国民年金に加入していた当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」をお持ちの方は、「年金手帳の記号番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

※ 以下は、今回の確認対象とならないものの一例です。

- ▶ 国民年金の付加保険料を納めた期間
- ▶ 厚生年金の被保険者（共済制度の加入者）の被扶養配偶者であって、昭和61年3月以前の国民年金に任意で加入しなかった期間
- ▶ 海外居住の期間であって、国民年金に任意で加入しなかった期間

共済制度について

1ページ右下の【共済制度について】のとおり、制度が異なるため、共済期間については、別途、共済制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。なお、この返信で訂正の記載をいただいた場合も、共済制度に確認の上、その結果をお知らせします。

お問い合わせ先は、6ページの②を参照

※ 「確認はがき」を切り取らずに、同封の封筒で返信してください。

年金加入記録照会票

基礎年金番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	生年月日	昭和・平成47年4月2日
フリガナ氏名	ヌネケン シロウ	性別	男
氏名	年金 太郎	フリガナ日姓	
現住所	〒181 9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21		
電話番号	ご自宅 03 (9999) 9999	ご自宅以外	(:)
代理人氏名		代理人連絡先	(:)
代理人住所			

「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の③から⑤欄に記載の国民年金・厚生年金・船員保険の加入期間がある場合や記載されている加入記録が間違っているとと思われる場合に、訂正すべき事項について記入してください。記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。（公務員共済に関しては最後に加入していた（または現在所属している）共済組合に、私学共済に関しては日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 備考 (年金手帳の記号番号)
2	国厚船共		東京都渋谷区 社保町1-2	平成5年10月1日から 平成7年3月31日まで	
	国厚船共	高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	平成8年4月1日から 平成8年9月30日まで	1234-555555
	国厚船共	株式会社SIA汽船	神奈川県横浜市	年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共	◇◇共済組合		年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

(注)「年金加入記録照会票」に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

加入記録に“訂正がある”場合 **ハガキを切り取らない**

加入記録に“訂正がない”場合 **ハガキを切り取る**

※ 加入記録に訂正がある場合、お知らせした記録の5欄に「#」が表示されている場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

照会番号 432109876543

※ 該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

① 訂正がない

② 訂正がある

平成 年 月 日提出

氏名

厚生年金の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「厚」を○で囲んでください。

ウ欄…会社名を記入してください。また本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についてもできるだけ詳しく記入してください。

エ欄…勤務していた会社の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。

オ欄…勤務期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

船員保険の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「船」を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称をできるだけ詳しく記入してください。

エ欄…お勤め先の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」または「船員保険年金番号証」をお持ちの方は「年金番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ(案)

(宛名部分)

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※ 5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

社会保険庁

(1)基礎年金番号

・生年月日

・作成年月日 年 月 日

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等					⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日		⑦加入 月数	
⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例措置	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金の加入月数の合計 →											
⑫共済組合等加入月数				⑬合計加入期間 (⑧+⑫)			※ 遺族年金を受けられている方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている方になられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付しています。				
⑭備考欄(特例扱いの期間等)											

年金加入記録照会票

基礎年金番号		生年月日	大正・昭和	年	月	日
(フリガナ)氏名		男・女	(フリガナ)旧姓			
現住所	〒		受給者用			
電話番号	ご自宅	()				
代理人氏名		代理人連絡先	()			
代理人住所						

〈ハガキを切り取らない〉

加入記録に
“訂正がある”場合

年金加入記録照会票

確認はがき

+

年金証書

〈ハガキを切り取る〉

加入記録に
“訂正がない”場合

年金加入記録照会票

✂

確認はがき

「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の③から⑥欄に記載もれの国民年金・厚生年金・船員保険の加入期間がある場合や記載されている加入記録が間違っていると思われる場合に、訂正すべき事項について記入してください。記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。（公務員共済に関しては最後に加入していた（または現在所属している）共済組合に、私学共済に関しては日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 備考 (年金手帳の記号番号)
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

※ 加入記録に訂正がある場合、お知らせした記録の⑤欄に「#」が表示されている場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

キ リート リ 線

・照会番号

※ 該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

- ① 訂正がない
- ② 訂正がある

平成 年 月 日提出

氏名

(注)「年金加入記録照会票」に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

照会表裏面(受給者)

ご質問・お問い合わせ

まずは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570-058-XXX

- ※ IP 電話・PHSからは「03-6700-XXXX」にお電話ください。
- ※ 一般の年金相談は下記①へ、共済制度については下記②へ。

(受付時間)

平成20年1月20日まで(12/29～1/3はご利用いただけません。)

○月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分まで

ただし月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで

○第2土曜日:午前9時30分～午後4時まで

平成20年1月21日から

○月～金曜日:午前9時～午後8時まで

○土・日・祝日:午前9時～午後5時まで

※ 一部、オンラインが稼働しない日があります。ご照会の内容によっては、翌日以降、ご回答させていただくことがありますので、ご了承ください。

① 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

② 共済制度については下記にお問い合わせください。

・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団(電話:03-3813-5321)

・公務員共済・・・最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

※ 旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)に加入していた方については、恩給等期間(昭和31年7月前の期間)を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

郵便はがき

〇〇〇-〇〇〇〇

△△△

東京都杉並区高井戸西3-15-124

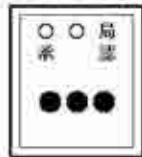
社会保険庁
社会保険業務センター

ねんきん特別便
係行

(バーコード)



料金受取人払

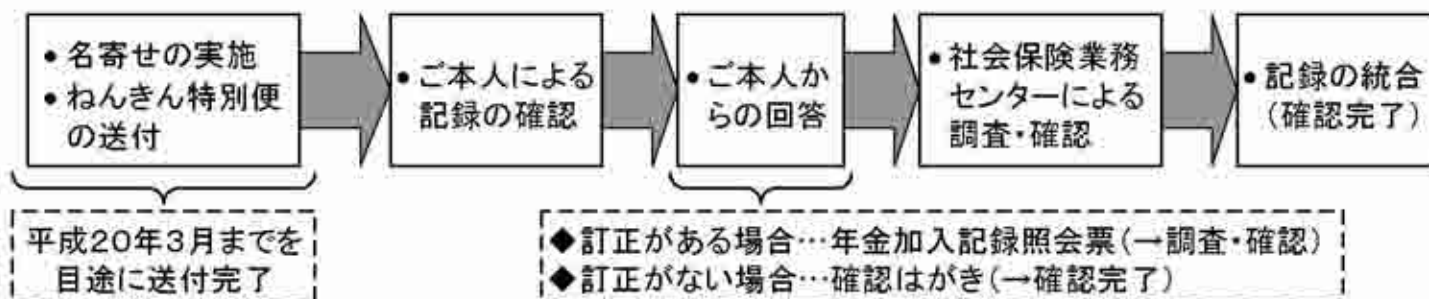


差出有効期間
平成21年3月
31日まで
[切手を貼る
必要はありません]

上記の照会専用電話の他、社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

名寄せから記録の統合までの流れ（イメージ）



ご質問・お問い合わせ

まずは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570-058-XXX

※ IP 電話・PHSからは「03-6700-XXXX」にお電話ください。
※ 一般の年金相談は下記①へ、共済制度については下記②へ。

（受付時間）

平成20年1月20日まで（12/29～1/3はご利用いただけません。）
○月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで
ただし月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）は午後7時まで
○第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで
平成20年1月21日から
○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○土・日・祝日：午前9時～午後5時まで
※一部、オンラインが稼働しない日があります。ご照会の内容によっては、翌日以降、ご回答させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ① 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。
 - ② 共済制度については下記にお問い合わせください。
 - ・私学共済・・・日本私立学校振興・共済事業団（電話：03-3813-5321）
 - ・公務員共済・・・最後に加入していた（または現在所属している）共済組合
 ※ 旧3公社共済組合（JR、JT、NTT）に加入していた方については、恩給等期間（昭和31年7月前の期間）を除いた記録を記載しています。恩給等期間の確認は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。
- ※ 休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

上記の照会専用電話の他、社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しておりますので、併せてご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

1 あなたの加入記録をお確かめください

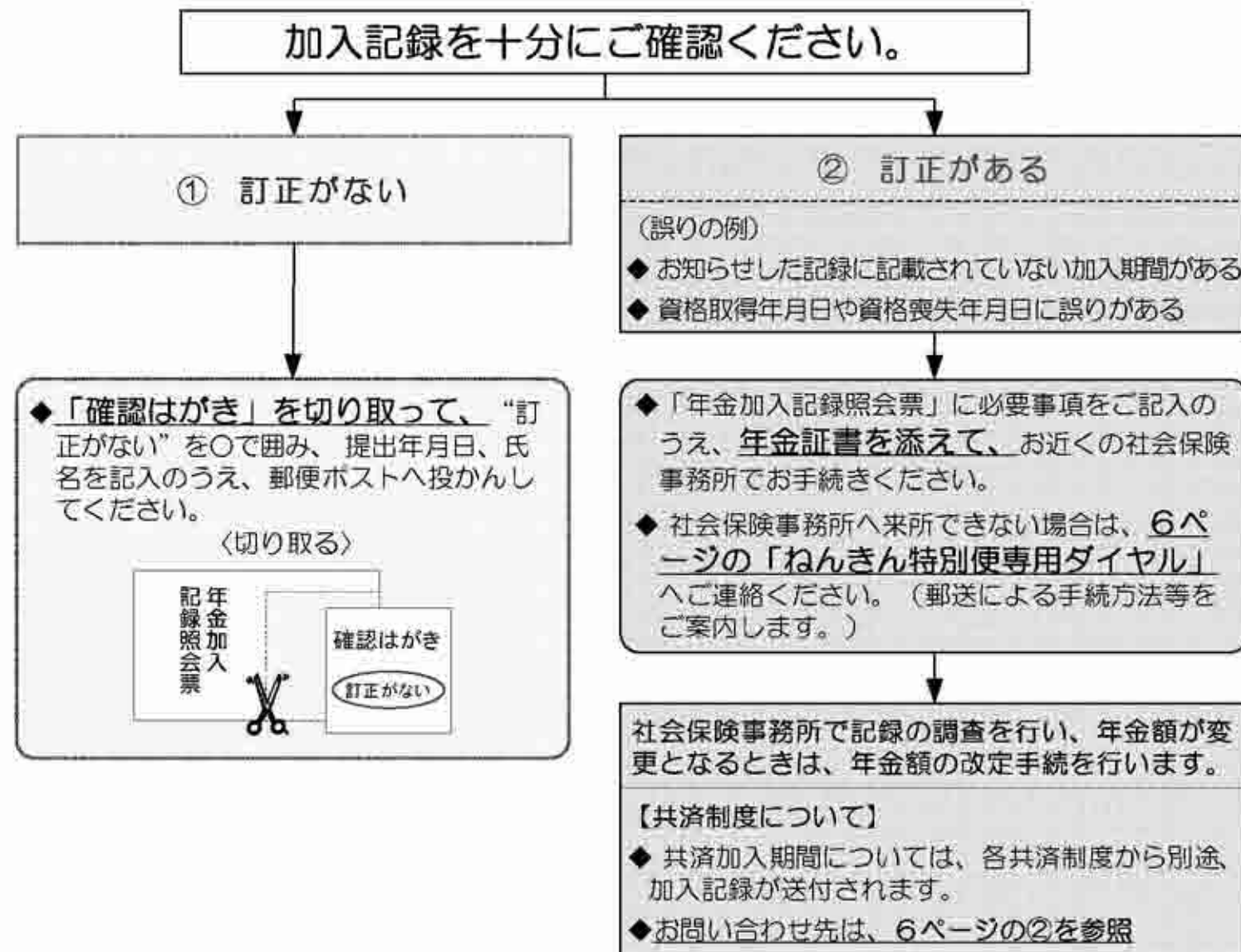
この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。一刻も早く皆様の年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

このお知らせは、基礎年金番号に結びついていない5000万件の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お送りしています。

今回お送りした加入記録に記載もれや誤りがないか十分にご確認いただき、必ずご回答いただきますよう、是非ご協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣 **（大臣のサイン）**

2 加入記録の確認の流れ



3 「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

★ 氏名・生年月日・住所の訂正は別途手続を！

お手数ですが、お近くの社会保険事務所または年金相談センターの窓口で、変更の手続きをお願いします。

④欄(お勤め先の名称等について)

- ◆ 「厚生年金保険」・「船員保険」の表示は、お勤め先が登録されていない場合です。
- ◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

(加入月数の合計) - (⑧欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
152カ月 - 94カ月 = 58カ月

- ※ 納付済月数には以下が含まれます。
- ・前納している月数
 - ・口座振替で、作成年月日時点で記録に収録されている月数
 - ・第3号被保険者であった月数

⑫欄(共済組合等加入月数について)

③欄に「合算」と表示されている期間があるときは、共済組合の加入月数の他に、合算対象期間の月数が加算されています。

(坑内員・船員の加入期間の特例について)

- ・加入月数 × $\frac{4}{3}$ … 昭和61年3月まで
- ・加入月数 × $\frac{6}{5}$ … 昭和61年4月～平成3年3月まで

ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 太郎 様
432109876543

メッセージ

社会保険庁

①基礎年金番号 1234-567890

・生年月日 昭和17年 4月 2日
・作成年月日 平成19年12月 1日

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入 月数
1	船保	ABC船保	昭和37. 4. 1	昭和46. 10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46. 10. 1	昭和58. 10. 1	144
3	厚年	年金館山株式会社	昭和59. 10. 1	昭和61. 11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
(厚生年金基金加入期間) 平成 1. 4. 1 ~ 平成 3. 4. 1					
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 空欄	平成13. 8. 空欄	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)	
納付済 月数	全額納付 月数	4分の3 納付済 月数	半額納付 月数	4分の1 納付済 月数	学生納付 記録月数	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
94	0	0	0	0	0	94	49 (24)	57 (24)	114	152	303
加入月数						152					
併共済組合等加入月数						40	※ 遺族年金を受けられている方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっているご本人の方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付しています。				
併社会加入期間(⑧+⑨)						343	⑬備考欄(特例扱いの期間等)				

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

裁定後の厚生年金等の加入記録について

今回のお知らせでは、現在受けられている年金額の計算の基となっている加入期間をお知らせしています。そのため、裁定後に厚生年金・共済制度に加入中である場合には、裁定後の加入記録は記載されていませんが、その記録は、退職後に年金額の計算に反映されます。

⑥欄(資格喪失年月日について)

年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日の翌日)を表示しています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

⑧~⑫欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。ただし、代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- ・加入期間が10年以上で脱退された方
- ・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

“訂正がある” 場合の「年金加入記録照会票」の記入例

※ 「確認はがき」を切り取らずに、年金証書を添えて社会保険事務所でお手続きください。

氏名・生年月日・住所の訂正は別途手続を！

2ページ左上の★印をお読みいただき、お手続きください。

国民年金の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「国」を○で囲んでください。

ウ欄…記入の必要はありません。

エ欄…国民年金に加入していた当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」をお持ちの方は、「年金手帳の記号番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

※ 国民年金の付加保険料を納めた期間は、今回の確認対象となりません。

共济制度について

・1ページ右下の【共济制度について】のとおり、制度が異なるため、共济期間については、別途、共济制度からも加入記録をお知らせしますので、その際に訂正が可能です。なお、この返信で訂正の記載をいただいた場合も、共济制度に確認の上、その結果をお知らせします。

・お問い合わせ先は、6ページの②を参照

年金加入記録照会票

基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0	生年月日	大正 昭和 17年 4月 2日
フリガナ氏名	ネンキン タロウ	性別	男
氏名	年金 太郎	フリガナ旧姓	
現住所	〒181-9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21		
電話番号	ご自宅 03 (9999) 9999	ご自宅以外	()
代理人氏名	代理人連絡先 ()		
代理人住所			

「ねんさん特別便 年金記録のお知らせ」の③から⑥欄に記載もれの国民年金・厚生年金・船員保険の加入期間がある場合や記載されている加入記録が間違っていると思われる場合に、訂正すべき事項について記入してください。記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。（公務員共済に関しては最後に加入していた（または現在所属している）共済組合に、私学共済に関しては日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称または共済組合名等	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 備考 (年金手帳の記号番号)
2	国厚船共		東京都渋谷区 社保町1-2	昭和46年10月1日から 昭和59年9月30日まで	
	国厚船共	タカヤマ ホフシキカイシツ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭和61年1月1日から 平成元年3月31日まで	1234-555555
	国厚船共	エスピーエーキヤン 株式会社SIA汽船	神奈川県横浜市	年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共	ダイヤモンド ◇◇共済組合		年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚船共			年 月 日から 年 月 日まで	

(注)「年金加入記録照会票」に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

加入記録に“訂正がある”場合

〈ハガキを切り取らない〉



加入記録に“訂正がない”場合

〈ハガキを切り取る〉



※ 加入記録に訂正がある場合、お知らせした記録の5欄の「オ」が表示されている場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

照会番号 432109876543

※ 該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

① 訂正がない

② 訂正がある

平成 年 月 日提出

氏名

厚生年金の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「厚」を○で囲んでください。

ウ欄…会社名を記入してください。また本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についてもできるだけ詳しく記入してください。

エ欄…勤務していた会社の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。詳しくわからない場合は市区町村名でも結構です。

オ欄…勤務期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

船員保険の訂正

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（加入記録の2欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…「船」を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称をできるだけ詳しく記入してください。

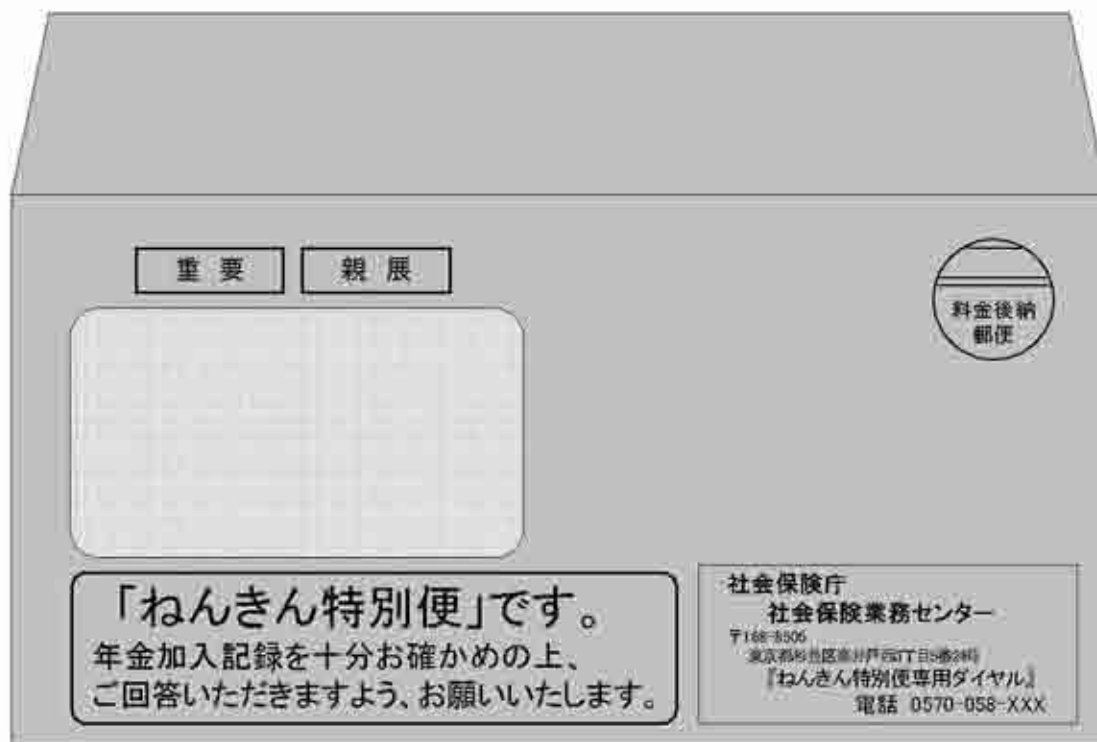
エ欄…お勤め先の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春（夏秋冬）頃」といった記入でも結構です。

カ欄…当時の「年金手帳」または「船員保険年金番号証」をお持ちの方は「年金番号」を備考欄に記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

ねんきん特別便 送付用封筒イメージ

【表】



【裏】

